

(税経 88)

令和 4 年 2 月 8 日

都道府県医師会  
担当理事殿

公益社団法人 日本医師会  
常任理事 宮川 政昭  
(公印省略)

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の施行に向けた  
周知等について

今般、厚生労働省、財務省、国税庁より「消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知等について（協力依頼）」が発出されましたので、ご案内申し上げます。

本件については、令和 3 年 5 月 25 日付け都道府県医師会担当理事宛通知文「消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知等について」（税経 20）でも、同様のご案内をしておりますが、改めて周知等の依頼を受け、ご案内するものです。

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和 5 年 10 月 1 日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっています。

インボイス制度においては、買手として消費税の仕入税額控除を受けるためには、インボイスの保存が必要になります。

インボイス制度に関する周知等については、別添資料の通り、①説明会への財務省・国税職員の講師派遣、②国税庁のパンフレット・動画チャンネルの共有 について周知・ご検討いただきますようお願い申し上げます。

また、医療機関の対応について本会において整理し、上記通知（税経 20）の添付資料としてお送りした「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入と医療機関の対応」を再送付いたしますのでご参照いただければ幸いです。特に以下の方は必ずご確認いただきますようお願い申し上げます。

- ・ 消費税の納税が「一般課税方式」の医療機関等
- ・ 事業者宛に課税売上（健康診断等）の請求書や領収書を出す医療機関等

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに貴会管下の関係医療機関等への周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

#### 【添付資料】

- ・消費税の適格請求書等保存方式の施行に向けた周知等について（協力依頼）  
（令和4年2月3日 厚生労働省・財務省・国税庁）
- ・消費税のインボイス制度に関する説明会・研修会への講師派遣について（厚生労働省）
- ・インボイス制度 講師派遣申込書（厚生労働省）
- ・免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q&A（令和4年1月19日、財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）
- ・インボイス制度への対応に関する Q&A について（概要）（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）
- ・インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）
- ・インボイス制度説明を開催しませんか？（リーフレット）（厚生労働省・財務省・国税庁）

#### 【参考資料】

- ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入と医療機関の対応（日本医師会）  
（令和3年5月25日付け都道府県医師会担当理事宛通知文「消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知等について」（税経20）添付資料の再送付）

※日医ニュース（令和3年12月5日）「医療問題 Q&A 消費税のインボイス制度」  
も是非ご参照ください。

<https://www.med.or.jp/nichiionline/article/010363.html>

令和4年2月3日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省  
財務省  
国税庁

消費税の適格請求書等保存方式の施行に向けた周知等について  
(協力依頼)

平素から、厚生労働行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が施行されることとなっています。

インボイス制度においては、買手として消費税の仕入税額控除のためには原則としてインボイスの保存が必要になり、売手としてインボイスの交付を行うためには令和3年10月から開始されている「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となるといった変更点がございます。

そのため、制度開始に向けて制度の内容をご理解いただき、事業者の方々の円滑な準備のために、以下の4点についてご協力賜れば幸いです。

1. 貴団体の会員事業者向けの説明会開催の検討及び実施

ご希望に応じ、貴団体が主催する会員向けの説明会・研修会に財務省・国税職員を講師として派遣させていただきます。こうした説明会・研修会の開催について積極的にご検討いただけますと幸いです。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応や感染防止の観点から、開催時期や実施方法については、貴団体の状況に応じてご検討いただければ幸いです。

詳細は別添1及び2をご覧ください。

2. 登録申請開始に関する会員事業者への案内

国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」内に「適格請求書発行事業者」の登録申請手続を掲載しております。同サイト内には、事業者の方の制度理解に資する資料や国税庁・税務署が主催するどなたでも参加可能な説明会のご案内等も掲載しています。また、一般的なご質問を受け付けるフリーダイヤルも開設しております。

令和3年10月に登録申請が開始している旨とあわせて、これらの資料等を会員事業者へご案内いただけますと幸いです。

3. 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」について

免税事業者やその取引先の対応に関して、消費税法だけでなく独占禁止法及び下請法、建設業法といった関係法令に基づいて「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」をとりまとめて公表していますので、概要と併せて送付いたします(別添3~5)。また、これらの関係法令における個別事例等の問い合わせについては相談窓口がございます。

別紙に記載されている各省庁URLにも掲載しておりますので、会員事業者へご案内いただき、引き続き関係法令が遵守されるよう周知をお願いいたします。

4. 中小企業等に向けた支援措置等

令和3年度補正予算において、インボイス制度への対応に向けたIT導入補助金といった予算措置が講じられています。会員事業者やその取引先にご活用いただけるよう、別紙に記載されているURLの周知をお願いいたします。

(以上)

<制度に関する各種ご案内>

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【国税庁 知っていますか？インボイス制度（リーフレット）】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-063.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関するQ&A】

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm)

【国税庁 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター】

0120-205-553（無料） 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

<免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A >

【財務省】

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/d02.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm)

【公正取引委員会】

[https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice\\_qanda.html](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html)

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000178.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html)

※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

<中小企業等に向けた支援措置>

【中小企業庁 生産性革命推進事業】

[https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003\\_seisansei.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_seisansei.pdf)

- ◇ 貴団体が主催する会員事業者向けの説明会・研修会に講師を派遣します。
- ◇ 貴団体の傘下団体(地域ブロック単位の団体)が主催される同様の説明会・研修会にも講師派遣可能です。
- ※ 会員事業者の主に経理をご担当されている方への説明会や研修会が効果的だと思われ  
ますが、団体開催の理事会や団体事務局に向けた説明であっても差し支えありません。
- ※ 新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、オンラインでの説明や、団体事務  
局向けの少人数の説明会や複数回にわたる開催など柔軟な対応も可能ですので、ご相談く  
ださい。

- ◇ 令和5年10月から開始するインボイス制度の概要について、事業者の方々からよく質問  
を受ける内容を踏まえながら説明いたします。質疑応答の時間を設けることも可能です。
- ◇ これまで派遣講師による説明を受けた団体等からは、「説明を受けてみて制度理解が進ん  
だ」や「準備を開始するきっかけになった」との声をいただいておりますので、積極的なお  
申込みをご検討いただけますと幸いです。
- ※ インボイス制度の説明と合わせて、近時の電子帳簿保存法の見直しに関する内容について説  
明をご希望の場合は、申込書にその旨をご記入ください。なお、電子帳簿保存法に関する説明  
については日程等の都合上、ご希望に添えないこともある旨を予めご了承ください。

- ◇ 講師派遣の依頼は、制度開始に向けて随時、受け付けております。  
(申込期限は設けておりません。)
- ◇ 講師派遣は、原則として平日の9時から17時までの間とさせていただきます。それ以外の  
日程を希望される場合は前広にご相談ください。

- ◇ 別紙申込用紙にご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います。

〒100-8916  
東京都千代田区霞ヶ関1-2-2  
厚生労働省医政局総務課 担当 太田  
電子メール : oota-saeaa@mhlw.go.jp  
FAX : 03-3501-2048